

スターワン取引総合規定
 ー新旧対照表ー

改定前	改定後
<p>第15条（本口座の解約、利用停止・強制解約）</p> <p>1.～3. 省略</p> <p>4. 当行は、次の各号に定める事由が一つでも生じた場合には直ちに本口座の利用を停止することができます。また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。本口座の利用が停止された後、その解約を求める場合には、利用者は、届出印等および公的本人確認書類（届出印等を届け出していない場合はキャッシュカードおよび公的本人確認書類）を持参のうえ、所定の書面により当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本口座の利用を停止することができます。また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。</p> <p>①利用者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②利用者が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. 暴力団員</p> <p>B. 暴力団準構成員</p>	<p>第15条（本口座の解約、利用停止・強制解約）</p> <p>1.～3. 省略</p> <p>4. 当行は、次の各号に定める事由が一つでも生じた場合には直ちに本口座の利用を停止することができます。また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。本口座の利用が停止された後、その解約を求める場合には、利用者は、届出印等および公的本人確認書類（届出印等を届け出していない場合はキャッシュカードおよび公的本人確認書類）を持参のうえ、所定の書面により当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、追加的に必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本口座の利用を停止することができます。また、利用者に対して書面により通知したうえで本口座を解約することができます。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①利用者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②利用者が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p>

改定前	改定後
<p>C. <u>総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ等</u></p> <p>D. <u>その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③利用者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p>	<p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③利用者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一</u>にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p>

以上